消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書の作成要領

１　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告の有無を確認

注意　医療機関設置者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）の場合、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っていることがありますので、必ず本部等に確認してください。

２　消費税等の確定申告を行っていない場合（申告を行っている場合は３へ）

交付要綱の様式に定める「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表を作成し、決算書写しと次のいずれかの資料を添付してください。

・消費税課税事業者選択届出書写し

・消費税課税事業者選択不適用届出書写し

３　消費税等の確定申告を行っている場合

消費税等の確定申告書から次のいずれの場合に該当するかを判断し、報告書を作成してください。

（１）簡易課税制度を選択している場合

交付要綱の様式に定める「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表を作成し、確定申告書（税務署受付印のある表紙及び付表５「控除対象仕入税額の計算表」）写しを添付してください。

（２）特定収入割合が５％を超えている場合

交付要綱の様式に定める「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表を作成し、確定申告書（税務署受付印のある表紙、付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」及び「特定収入割合計算書」）写しを添付してください。

（３）課税売上高が９５％以上の場合

交付要綱の様式に定める「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表を作成し、確定申告書（税務署受付印のある表紙及び付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」）写しを添付してください。

なお、補助金に係る仕入控除税額の計算式は次のとおり。

補助金額　×　１０　／　１１０　＝　返納相当額（円未満切捨て）

（４）課税売上高が９５％未満の場合

各交付要綱の様式に定める「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表を作成し、確定申告書（税務署受付印のある表紙及び付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」）写しを添付してください。

なお、補助金に係る仕入控除税額の計算式は次のとおり。

ア　一括比例配分方式により申告している場合

補助金額　×　（ａ）×　１０　／　１１０　×　課税売上割合　＝　返納相当額

（円未満切捨て）

（ａ）：補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合

課税仕入　÷　（　課税仕入　+　非課税仕入　）

イ　個別対応方式により申告している場合

Ａ　＋　Ｂ　＝　返納相当額

Ａ：課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金…ａ

Ａ　＝　ａ　×　１０　／　１１０（円未満切捨て）

Ｂ：課税売上と非課税売上げに共通して要する補助対象経費に使用された補助金…ｂ

Ｂ　＝　ｂ　×　１０　／　１１０　×　課税売上割合（円未満切捨て）

※　ア、イのいずれとも経費の内訳を作成してください。

４　留意事項

（１）返納相当額の計算における端数処理については、次のとおり。

ア　返納相当額については、円未満切捨てとする。

イ　課税売上割合は端数処理を行わず計算する。ただし、消費税及び地方消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いて計算するものとする。

（２）「令和４（2022）年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び別紙個別表は、補助事業ごとに作成するものとする。